

# 小金井市地域自立支援協議会

第 7 期（令和 2 ・ 3 年度）

報告書（案）



小金井市地域自立支援協議会

2021（令和3）年3月

## 1 目的

第7期地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の活動結果をまとめ、今後の小金井市の福祉の向上を図ることを目的とする。

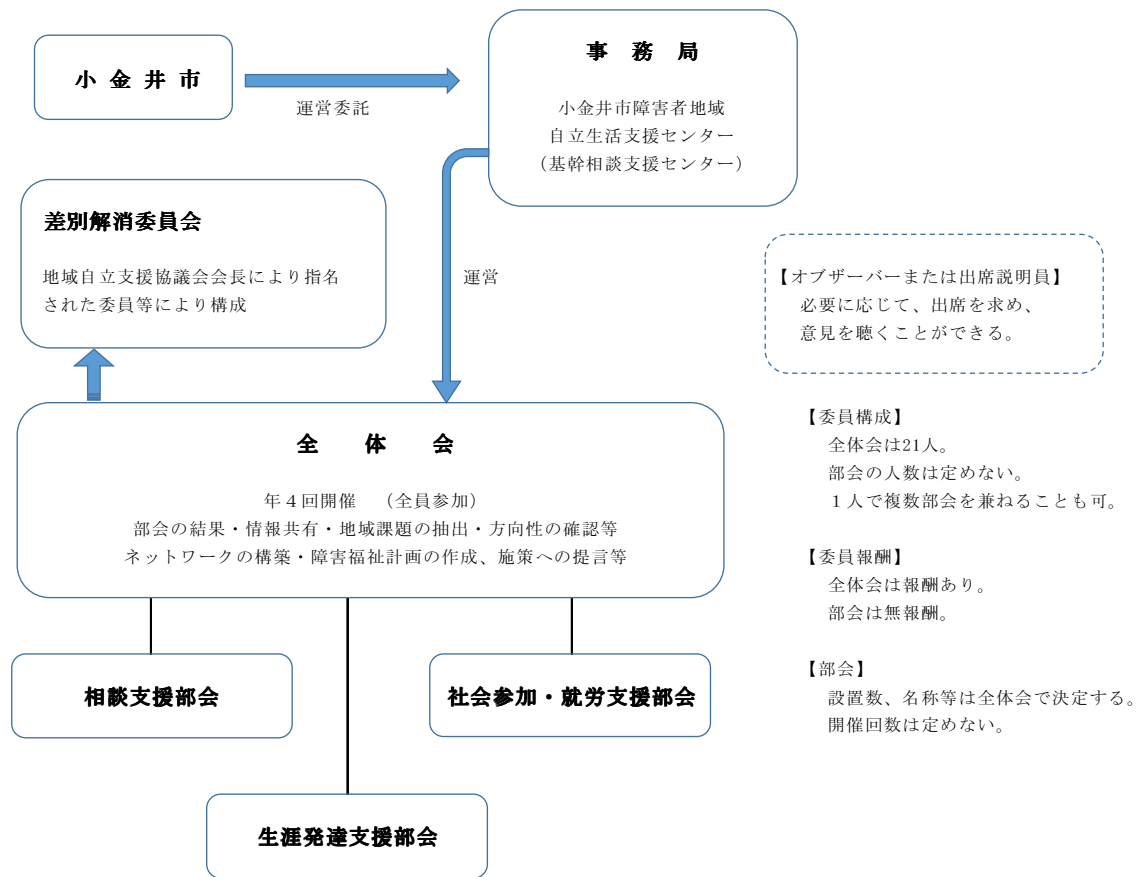
## 2 協議会での協議事項

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他必要と認められること。



### 3 組織図

小金井市地域自立支援協議会 組織図



#### 4 地域自立支援協議会の経過

##### (1) 全体会

開催日	主な協議内容
令和2年 5月27日	(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期)
6月24日	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委嘱状交付</li> <li>(2) 会長・副会長・委員等の自己紹介</li> <li>(3) 事務局の自己紹介</li> <li>(4) 会議録について</li> <li>(5) 小金井市地域自立支援協議会について</li> <li>(6) 小金井市地域自立支援協議会（第6期）からの引き継ぎ事項</li> <li>(7) 専門部会について</li> <li>(8) 障害者週間スペシャルイベントについて（令和2年1日（土）開催）</li> <li>(9) その他</li> </ul>
8月25日	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部会からの報告</li> <li>(2) 事務局からの報告事項</li> <li>(3) 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和2年度障害者週間イベントについて</li> <li>イ 専門部会の時間の割り振りについて</li> <li>ウ 障害福祉計画の実績及び見込について</li> <li>エ 障害福祉計画の厚生労働省ホームページ資料について</li> </ul> </li> <li>(4) その他</li> </ul>
11月25日	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部会からの報告</li> <li>(2) 事務局からの報告事項</li> <li>(3) 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和2年度障害者週間イベントについて</li> <li>イ 第6期障害福祉計画について</li> </ul> </li> <li>(4) その他</li> </ul>
令和3年	議題

2月24日	(1) 各部会からの報告 (2) 事務局からの報告事項 (3) 協議事項 ア 第6期障害福祉計画について イ 小金井市地域自立支援協議会 第7期 報告書 (案) について (4) その他
-------	---

(2) 部会

① 相談支援部会

開催日	協議テーマ	協議概要
令和2年 7月22日	第6期からの課題と今後の活動について	(1)部会記録について (2)副部会長の選任について (3)地域生活支援拠点とは何か？ (4)その他
9月23日	第6期小金井市障害福祉計画(案)について	第6期小金井市障害福祉計画(案)についての確認 ○予定 ・目標として令和2年度中に障害福祉計画を完成させる。 ○確認事項 ・自立生活援助の説明 ・地域移行支援の説明 ・地域定着支援の説明 ・地域活動支援センターI型の説明
10月28日	第6期 小金井市障害福祉計画案の検討	(1)前回の専門部会での意見反映後の資料確認、質問、意見交換 (2)参加者の意見交換
令和3年 1月27日	(合同部会のみ)	(1)障害者週間スペシャルイベントのアンケート結果について (2)障害福祉計画のパブリックコメントについて (3)第1回小金井市地域福祉推進委員会への意見について
3月24日	・「地域生活支援拠点等	(1)「地域生活支援拠点等事業」及び

	事業」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（にも包括）の整備について ・来年度の課題について	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（にも包括）について (2)来年度の主な課題として、「地域生活支援拠点」、「にも包括」、「相談支援」の3つを課題とする
--	---	--

② 生涯発達支援部会

開催日	協議テーマ	協議概要
令和2年 7月22日	・第6期（平成30・令和元年度）の実績・振り返り ・第7期への引き継ぎ事項確認	第6期（平成30・令和元年度）の実績・振り返り、第7期への引き継ぎ事項確認から取り組む方向性を導き出す。
9月23日	・第6期 小金井市障害福祉計画(案)について（5期からの流れ） ・世田谷区 墨田区 障害者差別解消のための取り組み好事例の紹介 ・医療的ケア児ニーズに関する調査報告書について ・合理的配慮 好事例参考書類について	(1)第6期小金井市障害福祉計画 計画の策定にあたっての基本主旨と位置づけ説明 (2)児童通所給付の文言 (3)目標値の設定 (4)障害者という名称について (5)障害福祉計画について (6)世田谷区 墨田区 障害者差別解消のための取り組み好事例の紹介 (7)医療的ケア児ニーズに関する調査報告書について (8)合理的配慮 好事例参考書類について
10月28日	・第6期小金井市障害福祉計画(案)について ・小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員の推薦について	(1)令和2年度東京都自立支援協議会セミナーの開催についての確認。 (2)小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会の委員推薦について、説明、意見交換。 (3)第6期小金井市障害福祉計画(案)について (4)合理的配慮について、今後の取り組み。

令和3年 1月27日	(合同部会のみ)	(1)障害者週間スペシャルイベントのアンケート結果について (2)障害福祉計画のパブリックコメントについて (3)第1回小金井市地域福祉推進委員会への意見について
3月24日	・来年度の検討課題について ・幼稚園、保育園、小・中学校、特別支援学校、児童発達支援センター間のネットワーク作りについて	(1)条例の見直しのためのワーキングチームの設置(合理的配慮好事例集の検討を含む) (2)各機関とのネットワーク作り(障害福祉計画の中の検討課題を含む) (3)来年度の部会の議題の計画 (4)医療的ケア児のアンケートの配布場所 (5)防災への取り組みを随意報告

### ③ 社会参加・就労支援部会

開催日	協議テーマ	協議概要
令和2年 7月22日	アンケート回答について、今期の活動について	(1)障がい者の作業等についてのアンケート調査に対する回答(修正)についての協議 (2)今年度の活動内容について、6期報告書の引継ぎ事項を元に協議
9月23日	障害福祉計画について 障がい者による作業等についてのアンケート調査の回答について	(1)障害福祉計画(社会参加・就労支援部会担当の部分)について (2)障がい者の作業等についてのアンケート調査に対する回答についての協議
10月28日	障害福祉計画(担当部分)について、今後の活動に関する事など	(1)障害福祉計画(社会参加・就労支援部会担当の部分)について (2)障がい者の作業等についてのアンケート調査に対する回答についての報告 (3)その他、委員推薦、今後の活動

		に関することなど
令和3年 1月27日	(合同部会のみ)	(1)障害者週間スペシャルイベントのアンケート結果について (2)障害福祉計画のパブリックコメントについて (3)第1回小金井市地域福祉推進委員会への意見について
3月24日	・商工会と障害者福祉施設との連携について	(1)商工会から障害者福祉事業所紹介のパンフレット作成方法について(ネットワーク作り、社会資源の把握を目的とする。)

※平成30年度からは会議録及び部会報告書のすべてをホームページにて公開しているため、主な概要等の記載としている。

### (3) 第7期(令和3年度)の実績

- ・第6期障害福祉計画の協議及び策定
- ・

～ 作成中 ～



## 5 第8期への引き継ぎ事項

### (1) 全体会

～ 作成中 ～

### (2) 部会

#### ① 相談支援部会

～ 作成中 ～



② 生涯発達支援部会

～ 作成中 ～



③ 社会参加・就労支援部会

～ 作成中 ～



第7期 小金井市地域自立支援協議会委員

	氏名（敬称略）	選出区分	部会構成
	佐藤 宮子	公募市民	社会参加・就労支援部会
	田中 麻子	相談支援事業者	相談支援部会
	赤濱 高之		相談支援部会
	高野 美子		相談支援部会
	佐々木 宣子		生涯発達支援部会
	木下 一美		福祉サービス事業者
	福原 昌代	社会参加・就労支援部会	
副会長	吉岡 博之	相談支援部会	
	山崎 美喜	保健・医療関係者	相談支援部会
	丸山 智史	児童・教育関係者	生涯発達支援部会

	佐々木 由佳		生涯発達支援部会
	橋本 伸子※1		生涯発達支援部会
	小幡 美穂	障害当事者又は障害者 団体・家族会等の代表	生涯発達支援部会
	畑 佐枝子		生涯発達支援部会
	山本 善万		相談支援部会
	加藤 了教		相談支援部会
	三笠 俊彦	企業関係者	社会参加・就労支援部会
	宮井 敏晴	就労関係者	社会参加・就労支援部会
会長	加瀬 進	学識関係者	生涯発達支援部会
	立石 静子	民生・児童委員	社会参加・就労支援部会
部会長	武井 由紀子	権利擁護関係者	社会参加・就労支援部会

※1…令和2年9月2日から

## 小金井市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する。

### (運営主体)

第2条 小金井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営主体は、小金井市とする。ただし、市長は、適当と認める法人に対し、運営を委託して実施することができる。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。

- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

(委員の構成)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 1人以内
- (2) 相談支援事業者 4人以内
- (3) 福祉サービス事業者 3人以内
- (4) 保健・医療関係者 1人以内
- (5) 児童・教育関係者 3人以内
- (6) 企業関係者 1人以内
- (7) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者 4人以内
- (8) 就労関係者 1人以内
- (9) 障害者福祉に関する学識経験者 1人以内
- (10) 民生委員・児童委員 1人以内
- (11) 権利擁護関係者 1人以内
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴く

ことができる。

(差別解消委員会)

第6条の2 協議会の下に、第3条第6号に掲げる事項の協議の調整をするため、差別解消委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 委員会に、委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長は、委員会の委員の中から会長が指名する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員長が招集する。
- 8 委員長は、必要に応じて、委員会の委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、協議事項について具体的な調査及び研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会(以下「部会」という。)は、会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に、それぞれ部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会、委員会及び部会(以下「協議会等」という。)の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第9条 市は、協議会及び委員会の委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 協議会等の庶務は、協議会の運営受託者が行い、必要に応じて自立

生活支援課と連携する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。



画 田中 麻子 氏